

令和8年

第1回  
定例県議会議案

群馬県

## 令和8年第1回定例県議会議案目次

第1号議案	令和8年度群馬県一般会計予算	5頁
第2号議案	令和8年度群馬県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	24
第3号議案	令和8年度群馬県農業改良資金特別会計予算	27
第4号議案	令和8年度群馬県県有模範林施設費特別会計予算	29
第5号議案	令和8年度群馬県中小企業高度化資金特別会計予算	33
第6号議案	令和8年度群馬県用地先行取得特別会計予算	35
第7号議案	令和8年度群馬県収入証紙特別会計予算	38
第8号議案	令和8年度群馬県林業改善資金特別会計予算	40
第9号議案	令和8年度群馬県公債管理特別会計予算	42
第10号議案	令和8年度群馬県中小企業振興資金特別会計予算	45
第11号議案	令和8年度群馬県新エネルギー特別会計予算	48
第12号議案	令和8年度群馬県国民健康保険特別会計予算	50
第13号議案	令和8年度群馬県流域下水道事業会計予算	53
第14号議案	群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例	56
第15号議案	群馬県公契約条例	70
第16号議案	群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 の一部を改正する条例	74
第17号議案	群馬県行政手続条例の一部を改正する条例	78
第18号議案	群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	80
第19号議案	「群馬パーセントフォーアート」推進条例の一部を改正する条 例	84
第20号議案	ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例	86
第21号議案	群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	87
第22号議案	群馬県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	88
第23号議案	群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料 条例の一部を改正する条例	89
第24号議案	群馬県医師確保修学研修資金貸与条例等の一部を改正する条例	90

第25号議案	群馬県がん対策推進条例の一部を改正する条例	91頁
第26号議案	群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等 に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	92
第27号議案	群馬県国民健康保険条例の一部を改正する条例	93
第28号議案	群馬県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	94
第29号議案	群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例	96
第30号議案	群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例	98
第31号議案	群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例	99
第32号議案	群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関す る条例の一部を改正する条例	101
第33号議案	ツモグンマの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例	103
第34号議案	群馬県立公園条例の一部を改正する条例	104
第35号議案	群馬県県営住宅管理条例の一部を改正する条例	105
第36号議案	群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条 例の一部を改正する条例	107
第37号議案	群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条 例	108
第38号議案	群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例	111
第39号議案	第3期群馬県スポーツ推進計画（令和8年度～令和12年度） の策定について	114
第40号議案	第3期群馬県スポーツ施設の設置及び管理に関する基本計画（ 令和8年度～令和12年度）の策定について	117
第41号議案	群馬県福祉プラン（令和8年度～令和12年度）の策定につい て	120
第42号議案	群馬県環境基本計画2021-2030の変更について	122
第43号議案	群馬県森林・林業基本計画2021-2030の変更について	125

第44号議案	群馬県農業農村振興計画2030の策定について	128頁
第45号議案	独立行政法人水資源機構法第26条の規定による市町村の負担 について	131
第46号議案	下水道法第31条の2の規定による市町村の負担について	132
第47号議案	包括外部監査契約の締結について	134

## 第1号議案

### 令和8年度群馬県一般会計予算

令和8年度群馬県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ848,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(県債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表県債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は300,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれら経費の各項の間の流用
- (2) 第16款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれら経費の各項の間の流用

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 (千円)
1 県 税		280,000,000
	1 県 民 税	94,580,452
	2 事 業 税	74,302,717
	3 地 方 消 費 税	60,101,781
	4 不 動 産 取 得 税	6,512,344
	5 県 た ば こ 税	2,337,548
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	981,083
	7 軽 油 引 取 税	8,625,462
	8 自 動 車 税	32,540,504
	9 鉱 区 税	2,187
	10 狩 猟 税	15,904
	11 旧 法 に よ る 税	18
2 地 方 消 費 税 清 算 金		113,715,971
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	113,715,971
3 地 方 譲 与 税		46,200,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	43,732,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,900,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	66,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	393,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	109,000
4 地 方 特 例 交 付 金		11,300,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	11,300,000

款	項	金額 (千円)
5 地方交付税		158,000,000
	1 地方交付税	158,000,000
6 交通安全対策特別交付金		600,000
	1 交通安全対策特別交付金	600,000
7 分担金及び負担金		3,815,677
	1 分担金	247,759
	2 負担金	3,567,918
8 使用料及び手数料		11,565,954
	1 使用料	7,870,089
	2 手数料	3,695,865
9 国庫支出金		97,145,875
	1 国庫負担金	59,186,611
	2 国庫補助金	37,221,739
	3 委託金	737,525
10 財産収入		1,479,918
	1 財産運用収入	550,578
	2 財産売却収入	929,340
11 寄附金		577,914
	1 寄附金	577,914
12 繰入金		64,507,651
	1 特別会計繰入金	3,458,848
	2 基金繰入金	61,048,803
13 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000

款	項	金額 (千円)
14 諸 収 入		13,489,040
	1 延滞金加算金及び過料等	187,918
	2 預 金 利 子	1,000
	3 貸付金元利収入	4,895,141
	4 受託事業収入	814,106
	5 収益事業収入	4,200,000
	6 雑 入	3,390,875
15 県 債		46,192,000
	1 県 債	46,192,000
歳 入 合 計		848,600,000

歳 出

款	項	金 額 (千円)
1 議 会 費		1,565,518
	1 議 会 費	1,565,518
2 知 事 戦 略 費		12,517,521
	1 知 事 戦 略 管 理 費	1,226,986
	2 メディアプロモーション費	734,723
	3 エンターテインメント・コンテンツ費	812,091
	4 デジタルトランスフォーメーション費	3,320,129
	5 グリーンイノベーション推進費	3,448,586
	6 交通イノベーション推進費	2,498,050
	7 地 域 外 交 費	476,956
3 総 務 費		40,722,849
	1 総 務 管 理 費	23,017,372
	2 徴 税 費	12,888,508
	3 市 町 村 振 興 費	1,175,101
	4 選 挙 費	380,355
	5 統 計 費	474,366
	6 危 機 管 理 費	1,384,100
	7 消 防 保 安 費	1,071,410
	8 人 事 委 員 会 費	159,149
	9 監 査 委 員 費	172,488
4 地 域 創 生 費		9,918,093
	1 地 域 創 生 費	976,040

款	項	金額 (千円)
	2 ぐんま暮らし・外国人活躍推進費	652,061
	3 文化振興費	3,126,767
	4 文化遺産費	709,642
	5 スポーツ振興費	2,071,861
	6 大会総務費	1,814,221
	7 施設調整費	515,252
	8 競技式典費	52,249
	5 生活こども費	
	1 生活こども費	676,318
	2 こども・子育て支援費	23,982,677
	3 私学・青少年費	14,326,332
	4 児童福祉費	7,416,665
	5 県民活動支援・広聴費	195,669
	6 消費生活費	152,103
	6 健康福祉費	
	1 健康福祉費	3,000,341
	2 医務費	16,374,513
	3 感染症・疾病対策費	4,845,466
	4 健康長寿社会づくり推進費	557,072
	5 薬務費	213,296
	6 国保医療費	53,967,779
	7 食品・生活衛生費	1,185,190
	8 地域福祉費	6,309,816
	9 監査指導費	155,731

款	項	金額 (千円)
	10 介護高齢費	33,472,139
	11 障害政策費	25,688,012
7 環境森林費		17,973,214
	1 環境政策費	1,958,220
	2 環境保全費	345,359
	3 廃棄物・リサイクル費	367,304
	4 自然環境費	1,223,210
	5 林政費	6,099,320
	6 林業振興費	1,286,853
	7 森林保全費	6,692,948
8 労働費		2,461,659
	1 労働政策費	2,353,843
	2 労働委員会費	107,816
9 農政費		23,118,763
	1 農政費	5,187,850
	2 農業構造政策費	2,553,576
	3 米麦畜産費	2,699,826
	4 野菜花き費	2,571,766
	5 蚕糸特産費	1,683,870
	6 ぐんまブランド推進費	708,327
	7 農村整備費	7,713,548
10 産業経済費		10,766,151
	1 産業政策費	2,367,091
	2 未来投資・デジタル産業費	619,255

款	項	金額 (千円)
	3 地域企業支援費	5,510,889
	4 観光リトリート推進費	1,045,909
	5 eスポーツ・クリエイティブ推進費	1,223,007
11 県土整備費		70,512,546
	1 土木管理費	5,654,814
	2 道路管理費	16,119,866
	3 道路整備費	19,132,329
	4 河川費	8,245,751
	5 砂防費	5,566,838
	6 都市計画費	811,065
	7 都市整備費	7,060,189
	8 下水環境費	4,108,648
	9 建築費	168,902
	10 住宅政策費	3,644,144
12 警察費		50,758,312
	1 警察管理費	45,082,194
	2 警察活動費	5,676,118
13 教育費		184,844,601
	1 教育総務費	30,214,589
	2 小学校費	56,303,157
	3 中学校費	33,919,818
	4 高等学校費	30,533,690
	5 特別支援学校費	16,449,123
	6 学校建設事業費	8,438,672

款	項	金額 (千円)
	7 社会教育費	938,653
	8 健康体育費	5,459,167
	9 大学費	2,587,732
14 災害復旧費		3,923,412
	1 農林水産施設災害復旧費	535,262
	2 公共土木施設災害復旧費	3,388,150
15 公債費		98,427,524
	1 公債費	98,427,524
16 諸支出金		127,870,718
	1 地方消費税清算金	58,850,421
	2 利子割交付金	684,137
	3 配当割交付金	2,198,528
	4 株式等譲渡所得割交付金	2,103,444
	5 法人事業税交付金	5,867,683
	6 地方消費税交付金	57,331,367
	7 ゴルフ場利用税交付金	687,389
	8 環境性能割交付金	147,739
	9 利子割精算金	10
17 予備費		700,000
	1 予備費	700,000
歳出合計		848,600,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
第3期社会保障・税番号制度システム整備 (団体内統合利用番号連携サーバー整備) 運用保守委託契約	令和9年度から 令和14年度まで	67,100
Web口座振替受付・収納代行システム構築 及び運用保守契約	令和9年度から 令和13年度まで	103,215
LGWANアクセス回線契約	令和9年度から 令和13年度まで	6,270
ガバメントクラウド接続サービス利用契約	令和9年度から 令和12年度まで	3,256
第3次群馬自治体情報セキュリティクラウド 構築及び運用保守委託契約	令和9年度から 令和13年度まで	3,541,305
地域と共創するグリーンイノベーション創出 事業委託契約	令和9年度	7,621
群馬会館警備業務委託契約	令和9年度から 令和10年度まで	14,230
県有施設長寿命化工事請負契約	令和9年度	1,004,400
総務事務集中化業務人材派遣契約	令和9年度	1,226
キャッシュレス決済端末リース等契約	令和9年度から 令和13年度まで	40,951
納税通知書等作成業務委託契約	令和9年度	42,026
家屋評価システム導入及びサービス利用契約	令和9年度から 令和13年度まで	18,909
次期県税システム機器導入及び保守業務委託 契約	令和9年度から 令和14年度まで	542,843
防災用発電機更新工事詳細設計業務委託契約	令和9年度	29,959
利根沼田振興局庁舎無線鉄塔撤去工事請負契約	令和9年度	70,950

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
AIを用いたSNS投稿解析サービス利用契約	令和9年度から 令和10年度まで	2,694
ふれあいスポーツプラザLED照明設備リース契約	令和9年度から 令和18年度まで	26,950
子ども・若者総合相談センター運営事業委託契約	令和9年度から 令和11年度まで	59,115
消費生活協同組合の火災共済事業に対する貸付契約	令和8年度	100,000
保健福祉事務所等LED照明設備リース契約	令和9年度から 令和18年度まで	210,470
生活困窮者自立支援事業委託契約	令和9年度から 令和10年度まで	145,840
精神保健業務管理システム保守管理委託契約	令和9年度から 令和13年度まで	6,709
離職者等再就職訓練事業（複数年度契約）委託契約	令和9年度から 令和10年度まで	117,931
技能検定場LED照明設備リース契約	令和9年度から 令和18年度まで	5,260
農地中間管理事業の農地売買等支援事業の融資に対する損失補償契約	令和8年度から 損失補償履行日まで	融資元本252,000千円の最終償還期限（当該貸付金の金額につき繰上償還を請求された場合にはその支払期日、最終償還期限の変更があった場合にはその変更後の期日とする。）到来後、10ヶ月の期間満了の日において、その弁済を受けていない元利金合計額及び遅延損害金に相当する額
農業経営負担軽減支援資金融資に対する利子補給契約	令和9年度から 令和24年度まで	4,981
農業近代化資金融資に対する利子補給契約	令和9年度から 令和29年度まで	274,648
総合農政利子負担軽減制度における利子補給（助成）契約	令和9年度から 令和14年度まで	51,555
畜産特別支援資金融資に関する利子補給契約	令和9年度から 令和34年度まで	15,286

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
災害経営資金等の融通についての市町村利子補給に対する助成	令和9年度から 令和24年度まで	434
防災重点農業用ため池緊急整備事業工事請負契約	令和9年度	112,000
農業用河川工作物等応急対策事業補助金	令和9年度	54,554
リトリートPR動画（ぐんま大使編）制作業務委託契約	令和9年度	2,620
社会資本総合整備（道路管理）工事費用の負担に関する協定	令和9年度	80,000
社会資本総合整備（道路整備）委託契約	令和9年度から 令和10年度まで	1,000,000
社会資本総合整備（道路整備）工事請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	11,800,000
社会資本総合整備（道路整備）工事費用の負担に関する協定	令和9年度から 令和10年度まで	1,400,000
道路改築工事請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	9,514,000
道路メンテナンス（橋梁）委託契約	令和9年度	400,000
道路メンテナンス（橋梁）工事請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	2,000,000
道路メンテナンス（橋梁）工事費用の負担に関する協定	令和9年度	570,000
社会資本総合整備（河川）工事請負契約	令和9年度	2,650,000
大規模特定河川工事請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	1,700,000
河川メンテナンス工事請負契約	令和9年度	170,000
ダムメンテナンス工事請負契約	令和9年度	290,000
2027年国際園芸博覧会出展工事請負契約	令和9年度	22,000
県営住宅維持修繕業務委託契約	令和9年度	12,000

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
健康診断等委託契約	令和9年度から 令和11年度まで	146,994
可搬式映像射撃訓練装置リース契約	令和9年度から 令和13年度まで	4,001
全自動印刷機利用契約	令和9年度から 令和13年度まで	17,575
警察本部電子計算機等賃借契約 (G P - W A Nクライアント及び警察署サーバ等)	令和9年度から 令和14年度まで	406,481
警察本部電子計算機等賃借契約 (研修用端末、G P - W A N構築用サーバ等)	令和9年度から 令和13年度まで	45,221
システムタイムレコーダー機器リース契約	令和9年度から 令和13年度まで	77,570
運転免許技能試験車両購入契約	令和9年度	38,582
吾妻警察署新築整備建設工事監理業務委託契約	令和9年度	58,081
吾妻警察署新築庁舎建設工事請負契約	令和9年度	2,375,000
銃砲技能講習委託契約	令和9年度	3,267
刑事手続IT化資機材賃借・保守契約	令和9年度から 令和13年度まで	75,033
警察署等用解析端末リース契約	令和9年度から 令和12年度まで	86,288
サイバー犯罪捜査用ツールリース契約	令和9年度から 令和10年度まで	57,310
放置違反確認事務委託契約	令和9年度から 令和10年度まで	88,274
交通管制システム (モバイル回線・令和8年度契約) 通信回線利用契約	令和9年度から 令和16年度まで	184,237
交通管制システム上位装置等リース契約	令和9年度から 令和13年度まで	815,979
交通事故解析資機材リース契約	令和9年度から 令和13年度まで	6,614

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
県立夜間中学校基本ソフトウェアライセンス契約	令 和 9 年 度	206
県立高等学校用パソコン等リース契約 (延長分)	令 和 9 年 度	18,919
県立高等学校基本ソフトウェアライセンス契約	令 和 9 年 度	40,971
県立高等学校用パソコン等リース契約	令 和 9 年 度 か ら 令 和 13 年 度 ま で	186,867
県立特別支援学校用パソコン等リース契約	令 和 9 年 度 か ら 令 和 13 年 度 ま で	103,626
県立特別支援学校基本ソフトウェアライセンス契約	令 和 9 年 度	18,465
ぐんま学校徴収金等共同管理システム構築・運営管理業務委託契約	令 和 9 年 度 か ら 令 和 13 年 度 ま で	88,630
奨学給付金システム申請問合せ窓口業務委託契約	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	29,072
奨学給付金システム保守管理業務 (対象者増対応) 委託契約	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	14,256
教育委員会人事管理システム保守・運用管理業務委託契約	令 和 9 年 度 か ら 令 和 13 年 度 ま で	69,441
W e b 出願システム利用 (入学科納付) 契約	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	12,710
群馬県教育委員会教職員健康診断等業務委託契約	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	171,926
県立特別支援学校指導者用端末保守委託契約	令 和 9 年 度	16,638
県立学校施設LED照明設備リース契約	令 和 9 年 度 か ら 令 和 18 年 度 ま で	322,110
伊勢崎特別支援学校整備工事請負契約 (体育館)	令 和 9 年 度	1,049,250
ぐんま天文台150cm望遠鏡制御系等更新業務委託契約	令 和 9 年 度	43,286
ぐんま天文台コンピューター・ネットワークシステム賃貸借及び保守業務委託契約	令 和 9 年 度 か ら 令 和 14 年 度 ま で	154,088

第3表 県 債

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
デジタルトランスフォーメーション推進費	8,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年 9.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
N E T S U G E N 運 営 費	92,000	同	同	同
公 共 交 通 整 備 費	133,000	同	同	同
県 庁 舎 等 運 営 管 理 費	622,000	同	同	同
財 産 活 用 費	2,068,000	同	同	同
会 計 事 務 管 理 運 営 費	7,000	同	同	同
防 災 情 報 通 信 管 理 運 用 費	116,000	同	同	同
災 害 救 助 事 務 指 導 費	631,000	同	同	同
消 防 学 校 運 営 費	10,000	同	同	同
文 化 施 設 整 備 推 進 費	119,000	同	同	同
世 界 遺 産 継 承 推 進 費	204,000	同	同	同
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 ・ 整 備 費	148,000	同	同	同
第 8 3 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 ・ 第 2 8 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 費	9,000	同	同	同
子 ども ・ 子 育 て 支 援 費	58,000	同	同	同
児 童 会 館 運 営 費	181,000	同	同	同
こ だ も の 居 場 所 づ く り 推 進 費	41,000	同	同	同
児 童 養 護 施 設 等 対 策 費	5,000	同	同	同
児 童 相 談 費	8,000	同	同	同
中 央 児 童 相 談 所 運 営 費	3,000	同	同	同
東 部 児 童 相 談 所 一 時 保 護 費	24,000	同	同	同
ぐ ん ま 学 園 運 営 費	298,000	同	同	同
試 験 検 査 費	1,000	同	同	同
医 務 行 政 推 進 費	12,000	同	同	同
次 の パ ン デ ミ ッ ク 対 応 費	7,000	同	同	同
地 域 共 生 社 会 推 進 費	16,000	同	同	同
老 人 福 祉 施 設 対 策 費	166,000	同	同	同
地 域 生 活 支 援 費	5,000	同	同	同

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
しろがね学園運営費	46,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
こころの健康センター運営費	15,000	同	同	同
施設管理費	21,000	同	同	同
大気保全推進費	21,000	同	同	同
不適正処理対策費	6,000	同	同	同
狩猟の適正化費	6,000	同	同	同
自然公園等管理費	11,000	同	同	同
自然公園等整備費	103,000	同	同	同
適正利用推進費	16,000	同	同	同
補助公共林道費	107,000	同	同	同
農山漁村地域整備費(林道)	214,000	同	同	同
単独林道費	18,000	同	同	同
森林公園整備費	5,000	同	同	同
補助公共治山費	1,369,000	同	同	同
農山漁村地域整備費(治山)	559,000	同	同	同
緊急治山費	20,000	同	同	同
単独公共治山費	1,526,000	同	同	同
病性鑑定施設運営費	19,000	同	同	同
農林大学校運営費	7,000	同	同	同
生産施設運営費	12,000	同	同	同
浅間牧場草地・施設整備費	66,000	同	同	同
浅間家畜育成牧場職員公舎整備費	43,000	同	同	同
フラワーパーク運営・改修費	171,000	同	同	同
国営・機構営事業負担金	177,000	同	同	同
小規模農村整備費	161,000	同	同	同
単独農村整備費	87,000	同	同	同
農山漁村地域整備費(農村整備)	347,000	同	同	同

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
農村地域防災減災費	205,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年 9.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
土地改良施設突発事故復旧費	21,000	同	同	同
農業競争力強化基盤整備費	216,000	同	同	同
農地耕作条件改善費	83,000	同	同	同
農業水路等長寿命化・防災減災費	111,000	同	同	同
畑作等促進整備費	19,000	同	同	同
産業技術センター整備費	16,000	同	同	同
繊維工業試験場運営費	82,000	同	同	同
施設活用費	60,000	同	同	同
建設技術管理費	12,000	同	同	同
単独道路維持修繕費	1,665,000	同	同	同
単独交通安全対策費	431,000	同	同	同
社会資本総合整備費(道路管理)	1,935,000	同	同	同
道路メンテナンス費(道路管理)	204,000	同	同	同
無電柱化推進費(道路管理)	530,000	同	同	同
国直轄道路事業負担金	1,890,000	同	同	同
単独道路改築費	22,000	同	同	同
単独橋りょう予防保全費	157,000	同	同	同
社会資本総合整備費(道路整備)	3,170,000	同	同	同
道路改築費	2,468,000	同	同	同
道路メンテナンス費(道路整備)	843,000	同	同	同
国直轄河川事業負担金	360,000	同	同	同
単独河川改修費	537,000	同	同	同
河川維持補修費	1,599,000	同	同	同
社会資本総合整備費(河川)	811,000	同	同	同
大規模特定河川費	339,000	同	同	同
河川メンテナンス費	53,000	同	同	同

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
ダムメンテナンス費	106,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
国直轄砂防事業負担金	1,170,000	同	同	同
単独砂防施設費	43,000	同	同	同
単独砂防維持管理費	502,000	同	同	同
社会資本総合整備費(砂防)	816,000	同	同	同
緊急防災・減災対策費(砂防)	179,000	同	同	同
災害関連緊急砂防費	9,000	同	同	同
事業間連携砂防費	184,000	同	同	同
砂防メンテナンス費	218,000	同	同	同
社会資本総合整備費(都市計画)	40,000	同	同	同
航空整備費	13,000	同	同	同
単独街路費	47,000	同	同	同
社会資本総合整備費(街路)	262,000	同	同	同
無電柱化推進費(街路)	143,000	同	同	同
社会資本総合整備費(新水泳場)	1,550,000	同	同	同
公園施設維持修繕費	44,000	同	同	同
社会資本総合整備費(公園)	167,000	同	同	同
社会資本総合整備費(住宅)	868,000	同	同	同
警察事務費	14,000	同	同	同
警察施設整備費	1,528,000	同	同	同
刑事警察費	17,000	同	同	同
交通安全施設整備費	896,000	同	同	同
県立学校ICT環境整備費	231,000	同	同	同
学校管理事務費	61,000	同	同	同
学事指導費	5,000	同	同	同
高校教育振興費	272,000	同	同	同
高等学校施設整備費	3,876,000	同	同	同

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
特別支援学校施設整備費	2,577,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年 9.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率とする。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
観測研究費	58,000	同	同	同
昆虫の森運営費	14,000	同	同	同
施設整備費	453,000	同	同	同
農業用施設災害復旧費	2,000	同	同	同
治山施設災害復旧費	12,000	同	同	同
土木施設単独災害復旧費	931,000	同	同	同
土木施設補助災害復旧費	782,000	同	同	同
国直轄災害復旧事業負担金	118,000	同	同	同
計	46,192,000			

## 第2号議案

### 令和8年度群馬県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和8年度群馬県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ250,050千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本一太

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 (千円)
1 繰越金		173,908
	1 繰越金	173,908
2 諸収入		76,142
	1 預金利息	35
	2 貸付金元利収入	76,090
	3 雑入	17
歳入合計		250,050

歳出

款	項	金額 (千円)
1 生活子ども費		250,050
	1 母子父子寡婦福祉費	250,050
歳出合計		250,050

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
母子福祉資金貸付契約	令和9年度から 令和13年度まで	102,360
父子福祉資金貸付契約	令和9年度から 令和13年度まで	16,752
寡婦福祉資金貸付契約	令和9年度から 令和13年度まで	15,996

## 第3号議案

### 令和8年度群馬県農業改良資金特別会計予算

令和8年度群馬県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,225千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 (千円)
1 繰入金		156
	1 一般会計繰入金	156
2 繰越金		9,687
	1 繰越金	9,687
3 諸収入		3,382
	1 預金利息	20
	2 貸付金元利収入	3,322
	3 雑収入	40
歳入合計		13,225

歳出

款	項	金額 (千円)
1 農政費		4,639
	1 農業金融費	4,639
2 公債費		8,586
	1 公債費	8,586
歳出合計		13,225

## 第4号議案

### 令和8年度群馬県県有模範林施設費特別会計予算

令和8年度群馬県県有模範林施設費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,613千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 (千円)
1 使用料及び手数料		6
	1 使用料	6
2 国庫支出金		2,642
	1 国庫負担金	2,642
3 財産収入		35,291
	1 財産運用収入	1,230
	2 財産売却収入	34,061
4 寄附金		1,715
	1 寄附金	1,715
5 繰入金		41,217
	1 一般会計繰入金	41,217
6 繰越金		25,642
	1 繰越金	25,642
7 諸収入		100
	1 雑収入	100
歳入合計		106,613

歳 出

款	項	金 額 (千円)
1 環 境 森 林 費		85,467
	1 林 政 費	85,467
2 公 債 費		21,046
	1 公 債 費	21,046
3 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		106,613

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
県有林高付加価値クレジット創出業務委託契約	令和9年度から 令和16年度まで	22,400

## 第5号議案

### 令和8年度群馬県中小企業高度化資金特別会計予算

令和8年度群馬県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97,761千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 (千円)
1 繰越金		5,592
	1 繰越金	5,592
2 諸収入		92,169
	1 貸付金元利収入	92,159
	2 雑収入	10
歳入合計		97,761

歳出

款	項	金額 (千円)
1 産業経費		18,148
	1 中小企業高度化資金助成費	18,148
2 公債費		78,613
	1 公債費	78,613
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		97,761

## 第6号議案

### 令和8年度群馬県用地先行取得特別会計予算

令和8年度群馬県用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ804,979千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 (千円)
1 繰入金		300,000
	1 一般会計繰入金	300,000
2 繰越金		204,974
	1 繰越金	204,974
3 諸収入		5
	1 預金利息	5
4 県債		300,000
	1 県債	300,000
歳入合計		804,979

歳出

款	項	金額 (千円)
1 県土整備費		800,500
	1 土木管理費	800,500
2 公債費		489
	1 公債費	489
3 予備費		3,990
	1 予備費	3,990
歳出合計		804,979

第2表 県 債

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
用地先行取得費	300,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年 9.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
計	300,000			

## 第7号議案

### 令和8年度群馬県収入証紙特別会計予算

令和8年度群馬県収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,991,432千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 (千円)
1 証 紙 収 入		3,674,000
	1 証 紙 収 入	3,674,000
2 繰 越 金		317,315
	1 繰 越 金	317,315
3 諸 収 入		117
	1 預 金 利 子	117
歳 入 合 計		3,991,432

歳 出

款	項	金 額 (千円)
1 総 務 費		3,991,432
	1 証 紙 管 理 費	3,991,432
歳 出 合 計		3,991,432

## 第8号議案

### 令和8年度群馬県林業改善資金特別会計予算

令和8年度群馬県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ426,803千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 (千円)
1 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
2 繰入金		1,100
	1 一般会計繰入金	1,100
3 繰越金		136,846
	1 繰越金	136,846
4 諸収入		288,856
	1 預金利子	10
	2 貸付金元利収入	198,756
	3 雑入	90,090
歳入合計		426,803

歳出

款	項	金額 (千円)
1 環境森林費		426,703
	1 林業振興費	426,703
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		426,803

## 第9号議案

### 令和8年度群馬県公債管理特別会計予算

令和8年度群馬県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,723,572千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 (千円)
1 財産収入		1,280,000
	1 財産運用収入	1,280,000
2 繰入金		47,446,571
	1 一般会計繰入金	30,166,569
	2 減債基金繰入金	17,280,002
3 諸収入		1
	1 預金利子	1
4 県債		39,997,000
	1 県債	39,997,000
歳入合計		88,723,572

歳出

款	項	金額 (千円)
1 公債費		88,723,572
	1 公債費	88,723,572
歳出合計		88,723,572

第2表 県 債

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
市場公募債借換債	39,997,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年 9.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見 直し後の利 率とする。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
計	39,997,000			

## 第10号議案

### 令和8年度群馬県中小企業振興資金特別会計予算

令和8年度群馬県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135,238,144千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 (千円)
1 繰 入 金		1,992,890
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,992,890
2 諸 収 入		133,245,254
	1 貸 付 金 元 利 収 入	133,184,209
	2 雑 入	61,045
歳 入 合 計		135,238,144

歳 出

款	項	金 額 (千円)
1 産 業 経 済 費		135,238,144
	1 金 融 対 策 費	135,177,099
	2 繰 出 金	61,045
歳 出 合 計		135,238,144

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
特別小口資金融資の保証に対する損失補償契約	令和8年度から 令和18年度まで	特別小口資金融資の保証（特別小口保証に限る）により生じた代位弁済額（元金に相当する部分に限る）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払われる保険金の額を控除した額の二分の一に相当する額
小規模企業事業資金融資の保証に対する損失補償契約	令和8年度から 令和18年度まで	49,000
経営サポート資金融資の保証に対する損失補償契約	令和8年度から 令和20年度まで	296,000
緊急経営改善資金融資の保証に対する損失補償契約	令和8年度から 令和20年度まで	7,000
中小企業再生支援資金融資の保証に対する損失補償契約	令和8年度から 令和22年度まで	5,000
創業者・再チャレンジ支援資金融資の保証に対する損失補償契約	令和8年度から 令和20年度まで	20,000

## 第11号議案

### 令和8年度群馬県新エネルギー特別会計予算

令和8年度群馬県新エネルギー特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,549千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 (千円)
1 財産収入		5,983
	1 財産売却収入	5,983
2 繰入金		7,566
	1 一般会計繰入金	7,566
3 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
歳入合計		43,549

歳出

款	項	金額 (千円)
1 知事戦略費		43,549
	1 グリーンイノベーション費	43,549
歳出合計		43,549

## 第12号議案

### 令和8年度群馬県国民健康保険特別会計予算

令和8年度群馬県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ168,109,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一太

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 (千円)
1 分担金及び負担金		110,325,949
	1 負担金	110,325,949
2 国庫支出金		45,932,389
	1 国庫負担金	32,799,562
	2 国庫補助金	13,132,827
3 財産収入		18,721
	1 財産運用収入	18,721
4 繰入金		10,648,396
	1 一般会計繰入金	10,644,537
	2 財政安定化基金繰入金	3,859
5 繰越金		1,152,853
	1 繰越金	1,152,853
6 諸収入		31,392
	1 預金利子	20
	2 雑収入	31,372
歳入合計		168,109,700

歳 出

款	項	金 額 (千円)
1 健 康 福 祉 費		168,099,700
	1 国 民 健 康 保 險 運 営 費	168,084,014
	2 繰 出 金	15,686
2 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		168,109,700

## 第13号議案

### 令和8年度群馬県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度群馬県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町村数及び処理水量

流域関連市町村数	11市7町1村
年間総処理水量	75,635,016m <sup>3</sup>
1日平均処理水量	207,219m <sup>3</sup>

(2) 主要な建設改良事業

イ 社会資本総合整備事業	5,336,460千円
ロ 単独流域下水道建設事業	152,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 流域下水道事業収益	10,904,253千円
第1項 営業収益	4,886,685千円
第2項 営業外収益	6,017,568千円
支	出
第1款 流域下水道事業費用	11,220,669千円
第1項 営業費用	10,979,308千円
第2項 営業外費用	241,361千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額918,731千円は、過年度分損益勘定留保資金445,034千円、当年度分損益勘定留保資金355,520千円及び当年度分消費税

及び地方消費税資本的収支調整額118,177千円で補てんするものとする。)

収		入
第1款	流域下水道事業資本的収入	5,847,060千円
第1項	企  業  債	1,786,000千円
第2項	国  庫  補  助  金	2,755,300千円
第3項	他  会  計  出  資  金	23,810千円
第4項	工  事  費  負  担  金	1,281,950千円
支		出
第1款	流域下水道事業資本的支出	6,765,791千円
第1項	建  設  改  良  費	5,489,060千円
第2項	企  業  債  償  還  金	1,276,731千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事  項	期  間	限  度  額 (千円)
流域下水道維持管理 修繕工事請負契約	令 和 9 年 度	210,000
流域下水道薬剤購入契約	令 和 9 年 度	231,000
社会資本総合整備 工事請負契約	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	3,213,360

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額(千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業	1,786,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において 発行価格が額面金額を下回 るときは、それぞれの発行 価格差減額を埋めるために 必要な金額を限度額に加算 した金額を限度額とする。)	年9.0% 以 内	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 447,259千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,601,107千円である。

**令和8年2月16日提出**

**群馬県知事 山本 一 太**

## 第十四号議案

### 群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例

#### 目次

第一章	総則（第一条―第六条）
第二章	再生資源物屋外保管業の規制（第七条―第十九条）
第三章	雑則（第二十条―第二十六条）
第四章	罰則（第二十七条―第二十九条）
附則	

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この条例は、再資源化のために取引される金属及びプラスチックの屋外保管等について必要な規制を行うことにより、その適正化を図り、生活環境の保全に資するとともに、県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 再生資源物 使用を終了し、収集された物のうち、次に掲げるものをいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第二条第一項の廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二百一十一条の規定により廃棄物とみなされるものを含む。）、法第十七条の二第二項の有害使用済機器並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。
  - イ 金属又は金属を含む混合物
  - ロ プラスチック又はプラスチックを含む混合物
- 二 屋外保管等 再生資源物を積み上げる作業の用に供することができる機械のうち規則で定めるものを使用して行う再生資源物の屋外（屋根及び周壁又はこ

れらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外をいう。第二十条及び第二十一条第一項において同じ。）における保管又は再生資源物の破砕、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理（第七条第二項第六号において「破砕等」という。）をいう。

三 再生資源物屋外保管業 屋外保管等をする事業（自ら原材料として使用するために屋外保管等をする事業を除く。）をいう。

四 再生資源物屋外保管業者 第七条第一項の許可を受けて再生資源物屋外保管業を行う者をいう。

五 再生資源物屋外保管事業場 再生資源物屋外保管業の用に供する事業場をいう。

六 保管物 再生資源物屋外保管事業場において保管される再生資源物（当該再生資源物と一体的に保管される物品を含む。）をいう。

（再生資源物屋外保管業者の責務）

第三条 再生資源物屋外保管業者は、再生資源物屋外保管事業場からの保管物の崩落又は再生資源物屋外保管事業場における火災の発生若しくは延焼（次条第一項において「保管物の崩落等」という。）を未然に防止するとともに、再生資源物屋外保管業により県民生活の安全の確保及び生活環境の保全における支障を生じさせないよう努めなければならない。

2 再生資源物屋外保管業者は、再生資源物屋外保管事業場に係る苦情があり、又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第四条 土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、再生資源物屋外保管業を行うおととする者に対し土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該者が保管物の崩落等を未然に防止する措置を講ずること並びに再生資源物屋外保管事業場が県民生活の安全の確保及び生活環境の保全における支障を生じさせないものであることを確認するよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、前項の規定による確認ができないときは、再生資源物屋外保管業を行おうとする者に対し当該土地を譲渡し、又は使用させないよう努めなけれ

ばならない。

(県の責務)

第五条 県は、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全における支障の発生を防止するため、市町村と連携して、その区域内における屋外保管等の状況を把握し、屋外保管等が適正に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第六条 県は、市町村が講ずる屋外保管等に係る措置について、市町村に対し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

第二章 再生資源物屋外保管業の規制

(再生資源物屋外保管業の許可)

第七条 再生資源物屋外保管業を行おうとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、再生資源物屋外保管事業場の敷地面積が百平方メートルを超えない場合（複数の再生資源物屋外保管事業場が隣接する場合にあっては、これらの敷地面積の合計が百平方メートルを超えるときを除く。）は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に再生資源物屋外保管事業場及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 再生資源物屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
  - 三 再生資源物屋外保管事業場の構造及び設備
  - 四 再生資源物を保管する場所の位置及び面積並びに保管物の規則で定める区分
  - 五 保管物を積み上げる高さその他の規則で定める保管の方法
  - 六 再生資源物の破砕等をする場合にあっては、当該破砕等をする場所の位置及び面積、当該破砕等の種類及び方法その他の規則で定める事項
  - 七 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
- 3 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項にお

いて「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(許可の基準)

第八条 知事は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき又はその申請の手続がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る再生資源物屋外保管業の計画が第十条第二号から第七号までに掲げる基準に適合すること。

二 再生資源物屋外保管事業場が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 再生資源物屋外保管事業場の周囲に囲いが設けられていること。

ロ 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

ハ 屋外保管等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあっては、屋外保管等をする場所の底面が不浸透性の材料で覆われているとともに、油水分離装置（油を含む水を処理する装置をいう。）及び当該装置に接続している排水溝が設けられていること。

三 前条第一項の許可の申請をする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができないう者として規則で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令のうち規則で定めるもの、この条例若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第

一項を除く。)に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪又は暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ヘ 法第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは法第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(法第七条の四第一項第三号又は法第十四条の三の二第一項第三号(法第十四条の六において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)であつた者のうち当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ト 法第七条の四若しくは法第十四条の三の二(法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第七条の二第三項(法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。チにおいて同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。

チにおいて同じ。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)のうち当該届出の日から五年を経過しないもの

チ トに規定する期間内に法第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分等の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、トの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であつた者のうち当該届出の日から五年を経過しないもの

リ 第十七条第二項の規定によりその事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者

ヌ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者

ル 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号の暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(ヨにおいて「暴力団員等」という。)

ロ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからルまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちイからルまでのいずれかに該当する者のあるもの

ロ 個人で規則で定める使用人のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

ヨ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(許可の条件)

第九条 知事は、第七条第一項の許可には、県民生活の安全の確保及び生活環境の保

全において必要な条件を付することができる。

(基準遵守義務)

第十条 再生資源物屋外保管業者は、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 再生資源物屋外保管事業場を第八条第二号の基準に適合するように維持すること。
- 二 容器を用いずに保管する場合には、積み上げられた保管物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。
- 三 再生資源物屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するために規則で定める措置を講ずること。
- 四 屋外保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- 五 屋外保管等に伴う生活環境の保全に支障を生じさせる騒音又は振動の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
- 六 再生資源物屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
- 七 営業時間内は、外部から屋外保管等の状況が確認できること。

(変更の許可等)

第十一条 再生資源物屋外保管業者は、第七条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第八条及び第九条の規定は、前項の許可について準用する。

3 再生資源物屋外保管業者は、第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき又は第七条第二項第一号若しくは第七号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更の日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(名義貸しの禁止)

第十二条 再生資源物屋外保管業者は、自己の名義をもって、他人に再生資源物屋外保管業を行わせてはならない。

(廃業等の届出)

第十三条 再生資源物屋外保管業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号に掲げる場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならぬ。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により消滅し、又は解散した場合 その清算人

五 その許可に係る再生資源物屋外保管業を廃止した場合 再生資源物屋外保管業者であった個人又は再生資源物屋外保管業者であった法人を代表する役員

（標識の掲示）

第十四条 再生資源物屋外保管業者は、規則で定めるところにより、再生資源物屋外保管事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 再生資源物屋外保管業者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の規則で定める場合を除き、前項の事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（帳簿の作成及び保存）

第十五条 再生資源物屋外保管業者は、再生資源物屋外保管事業場ごとに帳簿を作成しなければならない。

2 再生資源物屋外保管業者は、再生資源物の受取又は引渡し（以下この項において「取引」という。）をしたときは、その都度、取引の年月日、取引の相手方の氏名又は名称、取引をした再生資源物の種類その他の規則で定める事項を前項の帳簿に記載し、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録しなければならない。

3 再生資源物屋外保管業者は、規則で定めるところにより、第一項の帳簿を一年ご

とに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

(現場責任者)

第十六条 再生資源物屋外保管業者は、当該再生資源物屋外保管事業場に係る業務を適切に行わせるため、再生資源物屋外保管事業場ごとに現場責任者を置かなければならない。

(勧告及び保管方法等の改善命令等)

第十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、再生資源物屋外保管業者に対し、期限を定めて、屋外保管等の方法の改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

一 第七条第一項又は第十一条第一項の許可に係る再生資源物屋外保管事業場が第十条各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 再生資源物屋外保管業者が第九条(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反したとき。

三 再生資源物屋外保管業者が前三条の規定に違反したとき。

2 知事は、前項の勧告(同項第一号又は第二号に係るものに限る。)を受けた再生資源物屋外保管業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該再生資源物屋外保管業者に対し、期限を定めてその勧告に係る屋外保管等の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命じ、又は期間を定めて再生資源物屋外保管業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(措置命令)

第十八条 知事は、再生資源物屋外保管業者が前条第一項第一号又は第二号に該当する場合において、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全における支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該再生資源物屋外保管業者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、第七条第一項の規定に違反して再生資源物屋外保管業が行われた場合において、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全における支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該再生資源物屋外保管業を行った者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のため

めに必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第十九条 知事は、再生資源物屋外保管業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 不正の手段により第七条第一項又は第十一条第一項の許可を受けたとき。

二 第八条第三号イからヨまで（同号リを除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十七条第二項又は前条第一項の規定による命令に違反したとき。

2 知事は、再生資源物屋外保管業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 第九条（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反したとき。

二 第十条又は第十一条第一項の規定に違反して再生資源物屋外保管業を行ったとき。

3 前二項の規定により第七条第一項の許可を取り消された者は、取り消された許可に係る再生資源物屋外保管事業場が規則で定める基準に適合していることについて知事の確認を受け、遅滞なく廃止しなければならない。

### 第三章 雑則

(報告徴収)

第二十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、再生資源物又は再生資源物であることの疑いのある物の屋外における保管を業とする者その他の関係者に對し、再生資源物屋外保管業その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、再生資源物又は再生資源物であることの疑いのある物の屋外における保管を業とする者の事業場、事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係

者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係行政機関への照会等)

第二十二条 知事は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(手数料)

第二十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第七条第一項の規定により再生資源物屋外保管業の許可を申請する者 五万六千円

二 第七条第三項の規定により再生資源物屋外保管業の更新の許可を申請する者 四万八千円

三 第十一条第一項の規定により再生資源物屋外保管業の変更の許可を申請する者 四万六千円

2 納付した手数料は、返還しない。

(適用除外)

第二十四条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

一 国又は地方公共団体が屋外保管等を行う場合

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十

五号）第十三条の二第一号に規定する許可、認定、委託又は指定（以下この号

において「許可等」という。）を受けた者が当該許可等に係る事業場において、

当該許可等を受けた事業の範囲内で屋外保管等を行う場合

三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の許可を受けた解体

業者又は同法第六十七条第一項の許可を受けた破砕業者がこれらの許可に係る

事業所において、これらの許可を受けた事業の範囲内で屋外保管等を行う場合

(市町村の条例との関係)

第二十五条 市町村が屋外保管等の規制に係る内容の条例を制定し、又は制定しよう

とする場合であって、知事が当該市町村の長と協議し、当該条例がこの条例の趣

旨に即したものと認めるときは、当該市町村を指定するものとする。この場合において、この条例の規定（第五条及び第六条を除く。）は、適用しない。

2 前項の指定は、規則で定めるところにより告示をしてするものとする。

3 前二項の規定は、第一項の指定の解除について準用する。

（委任）

第二十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第四章 罰則

（罰則）

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定に違反して、再生資源物屋外保管業を行った者

二 第十一条第一項の規定に違反して、第七条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更した者

三 不正の手段により第七条第一項又は第十一条第一項の許可を受けた者

四 第十二条の規定に違反して、他人に再生資源物屋外保管業を行わせた者

五 第十七条第二項又は第十八条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第三項又は第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（両罰規定）

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 再生資源物屋外保管業を行おうとする者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第二項の規定の例により、同条第一項の許可の申請を行うことができる。

3 知事は、施行日前においても、第二十五条第一項の規定による指定、同条第二項の規定による告示、前項に規定する申請の受付その他この条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の施行の際現に再生資源物屋外保管業を行っている者(第七条第一項ただし書に該当する者を除く。)は、施行日から起算して六月間は、同項の許可を受けずに、再生資源物屋外保管業を行うことができる。

5 前項に規定する者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならぬ。

6 前項に規定する期間内に、同項の規定による届出をした者は、施行日において第七条第一項の許可を受けたものとみなす。

7 附則第四項に規定する者がこの条例の施行の際現に使用している再生資源物屋外保管事業場については、第八条(第二号に係る部分に限る。)及び第十条の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

8 前項の規定にかかわらず、附則第五項の規定による届出をした者がこの条例の施行の際現に使用している再生資源物屋外保管事業場については、第八条(第二号に係る部分に限る。)及び第十条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 再生資源物の屋外保管等の規制に関し、必要な事項を定めようとするものである。

## 第十五号議案

### 群馬県公契約条例

#### (目的)

第一条 この条例は、県と事業者が対等な立場で公契約を締結することを踏まえ、公契約の基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、相互に協力して公契約に関する施策を総合的に推進することにより、公契約の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公契約 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により、県が締結する売買、貸借、請負その他の契約で、その目的たる給付に対して、県が対価を支払う義務を負うものをいう。
- 二 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- 三 下請負者等 次のいずれかに該当する者をいう。
  - イ 下請、再委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、県以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
  - ロ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者を事業者又はイに掲げる者が行う公契約に係る業務に従事させる者
- 四 事業者等 事業者及び下請負者等をいう。
- 五 公契約従事者 公契約に係る業務に従事する者をいう。

#### (基本理念)

第三条 公契約は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保され、談合その他の不正行為が排除されていること。
- 二 公契約は、県民の生活に関わる公共サービス等の提供のために行われることを踏まえ、そのサービス等の質を確保するため、経済性に配慮しつつ、価格以外

の多様な要素も考慮し、総合的に優れた内容であること。

三 公契約は、公契約従事者の労働環境の整備及び地域経済の振興が図られるよう、適切な措置が講じられたものであること。

四 公契約は、その締結に至る過程において、県政の課題解決に向けて、事業者が行う社会的価値の実現に資する取組が勘案されたものであること。

(県の責務)

第四条 県は、入札及び公契約における談合その他の不正行為の排除の徹底を図り、公正かつ公平な競争を促進するとともに、公契約の締結に至る過程及び内容の透明性を確保しなければならない。

2 県は、社会経済情勢の変化等を勘案し、原材料費、労務費その他の取引価格、需給の状況等（以下「市場価格等」という。）を踏まえ、適切に予定価格を積算するとともに、市場価格等の変動その他の契約後の事情に配慮し、必要に応じ、契約変更その他の適切な措置を講ずるものとする。

3 県は、公契約の発注に当たっては、特定の時期に集中しないよう計画的に行うとともに、適切な契約期間の設定に努めるものとする。

4 県は、入札及び公契約の締結の方法の決定に当たっては、その性質又は目的に応じて、多様な方法の中から適切な方法を選択するものとする。

5 県は、公契約従事者の労働環境の整備が図られるよう、公契約の適正な締結及び履行に必要な措置を講ずるとともに、地域経済の振興に資するよう、公契約の性質又は目的に応じて、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注機会の確保に努めるものとする。

6 県は、前各項に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進するものとする。

(事業者等の責務)

第五条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に基づく債務を履行する者として社会的な責任を有することを認識し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）その他の法令を遵守しなければならない。

2 事業者等は、公共サービス等の質を確保するため、公契約に基づく債務を適正に履行しなければならない。

3 事業者等は、公契約に基づく債務の履行に伴い、下請負者等と契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づく公正な契約を締結しなければならない。

4 事業者等は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の労働関係法令を遵守するとともに、公契約従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図らなければならない。

5 事業者等は、県が実施する公契約に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（取組方針）

第六条 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

2 取組方針には、公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。

（労働環境整備の確保のための措置）

第七条 県は、規則で定める公契約の相手方である事業者等に対し、公契約従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するため、報告書の提出を求め、又は必要に応じ自主的な改善措置を促すことその他の必要な措置を講ずるものとする。

（意見聴取）

第八条 県は、この条例の適切な運用を図るため、必要に応じ、取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとする。

（指定管理者制度における取扱い）

第九条 県が公の施設の管理を指定管理者（地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準ずる取扱いをするものとする。

（委任）

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

から施行する。

(準備行為)

2 第六条第一項の規定による取組方針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条及び第八条の規定の例により行うことができる。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 公契約の公正かつ適正な運用を図るため、必要な事項を定めようとするものである。

## 第十六号議案

### 群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年群馬県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十八条の四第二項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程を含む。）をいう。

第二条第三号中「代表者を含む。」の下に「をいう。」を加える。

第三条第一項中「県の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「」を使用して行わせる」を「以下同じ。」を使用する方法により行う」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなしで、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関は、」を「申請等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の二項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料又は使用料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料又は使用料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて県の執行機関等が定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として県の執行機関等が定める場合には、県の執行機関等が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

第四条第一項中「県の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「（県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して」を「使用する方法により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に、「当該処分通知等に」を「当該条例等その他の当該処分通知等に」に改め、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第四項中「、県の機関は」を削り、「より」を「において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、同条に次の一項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として県の執行機関等が定める場合には、県の執行機関等が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

第五条第一項中「県の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、

「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加える。

第六条第一項中「県の機関は、」を削り、「より書面等」を「において書面等」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に改め、「を書面等により行うものとして規定した作成等」を削り、「条例等の規定に規定する」を「他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「第一項の場合において、県の機関は、」を「作成等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(添付書面等の省略)

第八条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の県の執行機関等が定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ県の執行機関等が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

## 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山本 一太

〔注〕 行政手続のオンライン化に関する規定等の整備を行おうとするものである。

## 第十七号議案

### 群馬県行政手続条例の一部を改正する条例

群馬県行政手続条例（平成七年群馬県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。

この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二條第三項中「第十五条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を、「と、」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から一週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第十五条第三項及び第四項の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

**令和八年二月十六日提出**

**群馬県知事 山本 一太**

〔注〕 行政手続法の改正に伴う改正を行うとするものである。

## 第十八号議案

### 群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第八条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第四条第四項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第五条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第十二条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初

任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして  
人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前  
二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事  
項は、人事委員会規則で定める。

第十二条の六第一項第二号中「及び次項」を「次項及び第四項」に改め、同  
条第二項中「第四項」を「第五項」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同  
項第二号中「次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる」を「七万八  
十円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定  
める」に改め、同号イからワまでを削り、同項第三号中「掲げる額」を「定める  
額」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条  
第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（そ  
の所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第  
一号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常  
例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前  
二項の規定にかかわらず、月の一日から末日までの期間につき、次の各号に掲  
げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車  
場等の料金の相当する額として人事委員会規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前二項の規定による額

第十七条第二項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

（群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第二条 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年群馬県条例  
第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第八条の三」を「第九条」に、「及び第二十一条から第二十  
一条の三まで」を「、第二十一条及び第二十一条の二」に改める。

（群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年群馬県条例第

六十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第八条の三」を「第九条」に、「第十一条の三」を「第十一条の四」に改め、同条第四項中「第八条の三」の下に「、第九条」を、「第十一条の三」の下に「、第十一条の四」を加える。

第十条第四項中「、第四条、」を「から第四条まで、」に改める。

(群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この条例による改正後の」及び「(以下「改正後の条例」という。)」を削る。

附則第三条第一項中「改正後の条例」を「群馬県職員の給与に関する条例」に、「群馬県職員の給与に関する条例」を「同条例」に改め、同条第四項中「改正後の条例」を「群馬県職員の給与に関する条例」に改め、同条第五項中「改正後の第六項中「改正後の条例」を「群馬県職員の給与に関する条例」に改め、同条第七項中「、第五項及び第七項」を「及び第三項」に改め、「並びに改正後の条例第五条第三項、第四項及び第六項」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(職員の修学部分休業に関する条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

一 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年群馬県条例第十号)第三条第一項

二 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年群馬県条例第十一号)第三条

第一項

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 国家公務員の例に準じ、初任給調整手当等の改正等を行おうとするものである。

## 第十九号議案

### 例 「群馬パーセントフォーアート」推進条例の一部を改正する条例

「群馬パーセントフォーアート」推進条例（令和五年群馬県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「寄附」の下に「（以下単に「寄附」という。）」を加える。

第十一条を第十八条とし、第十条を第十七条とし、第九条の次に次の七条を加える。

#### （基金の設置）

第十条 第八条の施策に資する事業を推進するため、群馬パーセントフォーアート推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### （積立て）

第十一条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

#### （管理）

第十二条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### （運用益金の処理）

第十三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

#### （繰替運用）

第十四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### （処分）

第十五条 基金は、第十条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限

り、これを処分することができる。

(寄附)

第十六条 寄附があつたときは、その趣旨を踏まえ、これを一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 群馬パーセントフォーアート推進基金を設置しようとするものである。

## 第二十号議案

### ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成二十一年群馬県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「設置」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 センターは、前項に規定するもののほか、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十八条第二項の拠点としての機能を担うものとする。

#### 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 男女共同参画社会基本法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

## 第二十一号議案

### 群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年群馬県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。  
第十六条第一項の表第六条第一項の項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

## 第二十二号議案

### 群馬県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

群馬県公益認定等審議会条例（平成十九年群馬県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「公益法人」の下に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

第五条及び第六条中「ものとする」を削る。

第七条第二項中「政治団体」を「政治的団体」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第五条、第六条及び第七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の改正に伴う改正等を行うとするものである。

## 第二十三号議案

### 群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料 条例の一部を改正する条例

群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料条例（昭和二十四年群馬県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県衛生環境研究所手数料条例

第一条第一項中「及び群馬県食品安全検査センター」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（群馬県食品衛生法施行条例の一部改正）

2 群馬県食品衛生法施行条例（平成十二年群馬県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料条例」を「群馬県衛生環境研究所手数料条例」に改める。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山本 一太

〔注〕 組織改正に伴い、条例の名称等を改正しようとするものである。

## 第二十四号議案

### 群馬県医師確保修学研修資金貸与条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「二人」を削る。

- 一 群馬県医師確保修学研修資金貸与条例（平成十八年群馬県条例第十三号）第四条  
第一項
- 二 群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例（平成二十年群馬県条例第三十二号）第四  
条第一項
- 三 群馬県医学生修学資金貸与条例（平成二十二年群馬県条例第十三号）第四条第一  
項
- 四 群馬県医師研究資金貸与条例（平成二十三年群馬県条例第十一号）第四条第一項

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の群馬県医師確保修学研修資金貸与条例、群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例、群馬県医学生修学資金貸与条例及び群馬県医師研究資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に修学研修資金、修学資金又は研究資金の貸与を受ける者について適用し、同日前にこれらの貸与を受けた者については、なお従前の例による。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 保証人の人数を変更しようとするものである。

## 第二十五号議案

### 群馬県がん対策推進条例の一部を改正する条例

群馬県がん対策推進条例（平成二十二年群馬県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「影響」の下に「、がんの原因となるおそれのある感染症、性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条の次に次の一条を加える。

（女性に特有のがん対策の充実）

第六条の二 県は、女性に特有のがんが他のがんに比して若年期から発症することに鑑み、女性に特有のがんについて、その種類による特性及びがんに罹患しやすい年齢を考慮したがんの予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、がん検診を受けやすい環境の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

第十三条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 アピアランスケア（がん又はその治療に伴う外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアをいう。）その他のがん患者の社会参加の促進に対する支援

#### 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 がん対策を充実させるための県の施策の追加等を行おうとするものである。

## 第二十六号議案

### 群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等 に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表法第十四条第七項（同条第十五項において準用する場合を含む。）又は法第八十条第一項の規定による調査を申請する者の項中「第十四条第七項（同条第十五項）を「第十四条第六項（同条第十三項）」に、「第十五項の」を「第十三項の」に改め、同表法第十四条第十五項の規定による承認事項の変更の承認を申請する者の項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同表法第十四条の二第一項の規定する確認を申請する者の項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和八年五月一日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

## 第二十七号議案

### 群馬県国民健康保険条例の一部を改正する条例

群馬県国民健康保険条例（平成三十年群馬県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金基礎額に係る係数の基準等）

第十一条の二 算定政令第十一条の二第三項の条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数とする。

2 算定政令第十一条の二第四項の条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

3 算定政令第十一条の二第五項の条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

4 算定政令第十一条の二第七項の条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲は、零を超え一未満とする。

#### 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 国民健康保険法の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金納付金基礎額に係る係数の基準等を定めようとするものである。

## 第二十八号議案

### 群馬県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

群馬県食品衛生法施行条例（平成十二年群馬県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号口中「別表第二第一号(1)」を「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、政令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。別表第二第一号イ(1)」に改め、同号ハ中「場合」の下に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第二第一号イにおいて同じ。）」を加え、同号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、第三号チ、リ、ヲ、ワ、タ及びレ並びに前号トの基準を適用しない。

別表第二第一号を次のように改める。

一 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

イ 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

(2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

(3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

ロ 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合に

あつては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 施設（全自動調理機を含む。(2)及び(6)において同じ。）の全体の衛生状況を確保するための監視設備を有すること。
- (2) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。
- (3) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
- (4) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。
- (5) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合に、当該食品を提供しない機能を有すること。
- (6) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 食品衛生法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第二十九号議案

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例（平成十年群馬県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三赤城ふれあいの森の項中

バンガロー	一棟一泊につき	五、六五〇円
テント	一張り一泊につき	二、二〇〇円
間伐学習館宿泊室	一室一泊につき	五、六五〇円

を

バンガロー	一棟一泊につき	五、六五〇円
	一棟一時間につき	四七〇円
テント	一張り一泊につき	二、二〇〇円
	一張り一時間につき	一八〇円
間伐学習館宿泊室	一室一泊につき	五、六五〇円
	一室一時間につき	四七〇円

に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 赤城ふれあいの森の有料公園施設の一時間当たりの利用料金の上限額を定め  
ようとするものである。

## 第三十号議案

### 群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例（昭和五十七年群馬県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（コース）

第三条 大学校にコースを置き、その名称、定員及び修業年限は、規則で定める。

第六条第一項中「（農林部に限る。以下この条において同じ。）」を削る。

第七条中「研修部に入校した者その他」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の第三条に規定する農林部及びその学科は、この条例の施行の日の前日において当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとして扱う。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 課程及び学科の名称を変更しようとするものである。

## 第三十一号議案

### 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成十五年群馬県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第四」を「別表第五」に改め、「（群馬県立繊維工業試験場を除く。次条第二項及び第六条において同じ。）」を削る。

第八条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「又は前項」を「又は第四項」に改め、同項第一号中「別表第三」を「別表第四」に改め、同項第二号中「前項」を「第四項」に、「別表第四」を「別表第五」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 群馬県立繊維工業試験場（以下「繊維工業試験場」という。）の施設の使用者は、別表第三に掲げる区分に応じた額の使用料を納付しなければならない。

第九条第三項中「群馬県立繊維工業試験場」を「繊維工業試験場」に改め、同条第四項第一号中「別表第五」を「別表第六」に改め、同項第二号中「別表第六」を「別表第七」に改め、同条第五項中「別表第七」を「別表第八」に改める。

別表第七を別表第八とする。

別表第六コンピュータによる設計又は解析の項中「三、三〇〇円」を「二、三〇〇円」に改め、同表を別表第七とする。

別表第五試験の項中「八三〇円」を「九八〇円」に改め、同表分析の項中「二五、五〇〇円」を「二〇、六〇〇円」に改め、同表を別表第六とする。

別表第四を別表第五とし、別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第三条、第八条関係）

区分	単位	金額
----	----	----

オープンインベシヨルム	一時間につき	九〇〇円
-------------	--------	------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第六及び別表第七の規定は、この条例の施行の日以後にされる試験等の依頼に係る手数料について適用し、同日前にされた試験等の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山本 一 太

〔注〕 使用料及び手数料の改定等を行おうとするものである。

## 第三十二号議案

### 群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年群馬県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 有料施設の利用料（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務  
第十三条を次のように改める。

（利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定）

第十三条 知事は、法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表第二に定める額に百分の二百を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について知事の承認を得なければならない。

第十五条を第十八条とする。

第十四条に次の二項を加える。

3 第一項の場合（管理の業務の一部の停止を命じ、又は実施が困難であると認められた場合にあつては、当該管理の業務の一部に利用料金の收受等に関する業務が含まれるときに限る。）においては、第十三条の規定にかかわらず、知事は、利用者から別表第二に定める額に百分の二百を乗じて得た額の範囲内において知事が定める額の使用料を徴収するものとする。ただし、利用者が当該利用について第十四条第一項の規定による利用料金を納付しているときは、この限りでない。

4 前項の場合においては、第十四条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「あらかじめ知事の承認を受けた基準により」とあ

るのは「特別の理由があると認めるときは」と読み替えるものとする。

第十四条を第十七条とする。

第十三条の次に次の三条を加える。

(利用料金の納付)

第十四条 利用者は、指定管理者に対し、指定管理者が定めた利用料金を納付しなければならぬ。

2 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の返還)

第十五条 指定管理者が既に收受した利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により有料施設を利用することができなくなった場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第十六条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

別表第二中「第十三条」の下に、「第十七条」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山本 一 太

〔注〕 利用料金制度を導入しようとするものである。

## 第三十三号議案

### ツームグンマの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ツームグンマの設置及び管理に関する条例（令和七年群馬県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「者は、」の下に「満十二歳に達した日の翌日から満十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（」を加え、「中学校」を「小学校、中学校」に改め、「（後期課程に限る。）」及び「（中学部及び高等部に限る。）」を削り、「生徒（満十二歳に達した日の翌日以後における最初の学年（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。）から満十八歳に達した日の属する学年までに属する）」を「児童、生徒又は学生である」に、「」並びに「」を「」及び「」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 利用者の範囲を改正しようとするものである。

## 第三十四号議案

### 群馬県立公園条例の一部を改正する条例

群馬県立公園条例（昭和三十三年群馬県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項及び第二十一条の三第八号中「別表第四第二号の表」を「別表第四第三号の表」に改める。

別表第一敷島公園の項の次に次のように加える。

群馬の森	管理棟（多目的室に限る。）
------	---------------

別表第四中第二号の表を第三号の表とし、第一号の表の次に次の一表を加える。

二 群馬の森の有料公園施設を利用する場合

施設名	使用区分
多目的室	一 日
	午 前
	午 後
	時 間 外

注 一日とは八時三十分から十七時までを、午前とは八時三十分から十二時までを、午後とは十二時から十七時までを、時間外とは八時三十分前及び十七時後をいう。

#### 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 群馬の森の多目的室について利用料金の上限額を定めようとするものである。

## 第三十五号議案

### 群馬県営住宅管理条例の一部を改正する条例

群馬県営住宅管理条例（昭和三十五年群馬県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「イ、ロ又はハに掲げる場合」を「、次に掲げる区分」に、「イ、ロ又はハに掲げる金額」を「次に定める金額」に改め、同号ハ中「及びロ」を「からニまで」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロを同号ニとし、同号イを同号ハとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 十八歳未満の者を扶養し、これと現に同居し、又は同居しようとする場合  
二十五万九千円

ロ 入居者が配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第十五条第二項第二号イを除き、以下同じ。）のみと現に同居し、又は同居しようとする者であつて、入居者及び配偶者がいずれも三十九歳以下の者である場合 二十五万九千円

第五条第一項第三号イ中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第十五条第二項第二号イを除き、以下同じ。）」を削る。

第六条第三項中「前条第一項第一号ロ」を「前条第一項第一号ニ」に改める。

第十条第六号及び第七号を次のように改める。

六 十八歳未満の者を扶養し、これと現に同居し、又は同居しようとする者

七 三十九歳以下の配偶者のみと現に同居し、又は同居しようとする三十九歳以下の者

第十五条第二項第一号ト中「第五条第一項第一号イ、ロ又はハ」を「第五条第一項第一号イからホまで」に、「同号イ、ロ又はハに掲げる」を「同号イからホまでに定める」に改める。

第十六条第二項第一号ロ(2)中「第十条第三号」の下に「又は第六号」を加え、同項第五号ロ中「第五条第一項第一号イ、ロ又はハ」を「第五条第一項第一号イからホ

まで」に、「同号イ、ロ又はハに掲げる」を「同号イからホまでに定める」に改める。  
第二十条第四項中「第五条第一項第一号イ」を「第五条第一項第一号イ、ロ又はハ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に県営住宅に入居している者に対する群馬県県営住宅管理条例第二十条に規定する収入額の認定及び同条例第三十五条第一項に規定する収入超過者の認定については、この条例による改正後の第五条第一項第一号の規定は、令和九年度の家賃の算定の基礎となるこれらの認定から適用する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 県営住宅の入居者資格の改正等を行うとするものである。

## 第三十六号議案

### 群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(群馬県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 群馬県立学校職員定数条例(昭和三十二年群馬県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「二、七五九人」を「二、七五七人」に、「三、一九〇人」を「三、一八八人」に改め、同項第四号イ中「八二一人」を「八一九人」に、「八六八人」を「八六六人」に改め、同号ロ中「六六五人」を「六八六人」に、「七九四人」を「八一五人」に改める。

(群馬県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 群馬県市町村立学校職員定数条例(昭和三十二年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「六、三六一人」を「六、三六〇人」に、「三三二人」を「三〇人」に、「三一九人」を「三一七人」に、「六、七一二人」を「六、七〇七人」に改め、同項第二号中「三、七八一人」を「三、八六八人」に、「一九人」を「二〇人」に、「一八一人」を「二七九人」に、「三、九八一人」を「四、〇六七人」に改め、同項第三号中「一三三二人」を「一四三人」に、「一三七七人」を「一四八人」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 職員定数の改正を行おうとするものである。

## 第三十七号議案

### 群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第十一条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の四 新たに採用された学校職員であつて、採用の日において、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち第五条第四項の規定により当該学校職員の属する職務の級並びに第六条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定により当該学校職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務学校職員その他の教育委員会規則で定める学校職員にあつては、教育委員会規則で定める額)並びにこれに第十五条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から教育委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、教育委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける学校職員以外の学校職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定めるものには、教育委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第十六条第一項第二号中「及び次項」を「次項及び第四項」に改め、同条第二項中「から第四項まで」を「次項及び第五項」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第二号中「次に掲げる学校職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる」を「七万八十円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会の同意を得て教育委員会規則で定める」に改め、同号イからワまでを削り、同項第三号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第二号又は第三号に掲げる学校職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が教育委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第一号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（教育委員会規則で定める学校職員を除く。）の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、月の一日から末日までの期間につき、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金の相当する額として教育委員会規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前二項の規定による額  
第十七条の二第四項を削る。

第十九条第二項中「給料の月額に対する地域手当の月額、寒冷地手当」を「前項の手当（第一種初任給調整手当を除く。）」に改める。

（群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この条例による改正後の」及び「（以下「改正後の条例」とい

う。」を削る。

附則第三条第一項中「改正後の条例」を「群馬県公立学校職員の給与に関する条例」に、「群馬県公立学校職員の給与に関する条例」を「同条例」に改め、同条第四項中「改正後の条例」を「群馬県公立学校職員の給与に関する条例」に改め、同条第五項中「改正後の条例」を「群馬県公立学校職員の給与に関する条例」に改め、同条第六項中「改正後の条例」を「群馬県公立学校職員の給与に関する条例」に改め、同条第七項中「、第三項、第五項及び第七項」を「及び第三項」に改め、「並びに改正後の条例第六条第四項及び第六項」を削る。

#### 附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中群馬県公立学校職員の給与に関する条例第十七条の二第四項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与に関する条例第十七条の二の規定は、令和七年四月一日から適用する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 国家公務員の例に準じ、初任給調整手当等の改正等を行おうとするものである。

## 第三十八号議案

### 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年群馬県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第四項中「その他教育委員会規則で定める者」の下に「（第二十一条の三第一項において「配偶者等」という。）」を加える。

第十六条の三第二項中「前項に規定する期間内における正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削る。

第二十一条の次に次の三条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした学校職員等に対する意向確認等）

第二十一条の二 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年群馬県条例第一号）第三十二条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした学校職員（以下この項において「申出学校職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 申出学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- 二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出学校職員の意向を確認するための措置
- 三 職員の育児休業等に関する条例第三十二条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出学校職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出学校職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、三歳に満たない子を養育する学校職員（以下この項において「対象学校職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 対象学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象学校職員の意向を確認するための措置
- 三 対象学校職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象学校職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象学校職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員に対する意向確認等）

第二十一条の三 教育委員会は、学校職員が配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、学校職員に対して、当該学校職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第二十一条の四 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 学校職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 教育委員会は、この条例の施行の日前においても、改正後の第二十一条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 仕事と生活の両立支援制度に関する規定を設ける等の改正を行おうとするものである。

## 第39号議案

### 第3期群馬県スポーツ推進計画（令和8年度～令和12年度） の策定について

別記のとおり第3期群馬県スポーツ推進計画（令和8年度～令和12年度）を策定したいので、群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成20年群馬県条例第21号）第3条第1項の規定により議決を求める。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 第3期群馬県スポーツ推進計画（令和8年度～令和12年度）

### 1 基本構想

#### (1) 計画策定の趣旨

現行の「群馬県スポーツ推進計画（令和3年度～令和7年度）」は計画期間が令和7年度末までであることから、スポーツを取り巻く様々な状況の変化等を踏まえ、新たに第3期群馬県スポーツ推進計画（令和8年度～令和12年度）を策定するもの。

#### (2) 計画の位置付け

スポーツ基本法第10条第1項に定める地方スポーツ推進計画であり、新・群馬県総合計画のスポーツ分野における最上位計画である。

#### (3) 計画の構成

第1章 計画策定の基本的な考え方

第2章 群馬県のスポーツを取り巻く社会課題

第3章 群馬県が目指す姿

#### (4) 基本理念

県民誰もがスポーツによって、県民幸福度-Well-being-を向上し、活力ある群馬県を創生する。

#### (5) メインコンセプト

「湯けむり国スポ・全スポぐんま」のアクションから未来につながる価値創出

### 2 実施期間

令和8年度から令和12年度まで

### 3 主要な目標

#### (1) 県民のスポーツ参加拡大による健康長寿社会の実現

より多くの県民がスポーツに親しみ、元気に暮らせるよう、身近な場所でスポーツができる環境を拡大するなど、スポーツの参画人口を増加させ、健康長寿社会の実現に取り組む。

#### (2) パラスポーツの推進を軸とする共生社会の実現

県民誰もが障害の有無、年齢、性別及び国籍等に関わらず、スポーツに参画しやすい環境づくりを進め、互いが理解・尊重できる共生社会の実現に取り組む。

(3) スポーツの魅力を活かした活力ある地域創生の推進

地域に根差したプロスポーツや群馬県の自然を生かしたアウトドアスポーツ、近年盛り上がりを見せるeスポーツ等の様々なスポーツ資源を活用して、地域活性化の推進に取り組む。

(4) スポーツの力による感動の創出と誇りの醸成

群馬県ゆかりのアスリートが活躍し、自己実現できるよう支援するとともに、その活躍により県民が感動を覚え、誇りを抱ける社会の実現に取り組む。

## 第40号議案

### 第3期群馬県スポーツ施設の設置及び管理に関する基本計画 (令和8年度～令和12年度)の策定について

別記のとおり第3期群馬県スポーツ施設の設置及び管理に関する基本計画（令和8年度～令和12年度）を策定したいので、群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成20年群馬県条例第21号）第3条第1項の規定により議決を求める。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 第3期群馬県スポーツ施設の設置及び管理に関する基本計画 (令和8年度～令和12年度)

### 1 基本構想

#### (1) 計画策定の趣旨

現行の「群馬県スポーツ施設の設置及び管理に関する基本計画（令和3年度～令和7年度）」は計画期間が令和7年度末までであることから、引き続き県民のスポーツ活動の受け皿となるスポーツ施設を適切に管理するため、新たに第3期群馬県スポーツ施設の設置及び管理に関する基本計画（令和8年度～令和12年度）を策定するもの。

#### (2) 計画の位置付け

群馬県スポーツ振興条例第8条に規定する「スポーツ施設の設置及び管理に関する基本計画」であるとともに、新・群馬県総合計画のスポーツ分野における最上位計画である「群馬県スポーツ推進計画」の個別基本計画である。

#### (3) 計画の構成

第1章 計画策定の基本的な考え方

第2章 群馬県のスポーツ環境の現状と課題

第3章 スポーツ施設の設置及び管理の方向性

#### (4) 基本方針

##### ア 競技別拠点スポーツ施設の選定・整備

大規模大会の受け皿となる施設や、各競技団体の主要な活動拠点を「競技別拠点スポーツ施設」に位置づけ、市町村と連携し効率的に整備する。

##### イ 既存スポーツ施設の有効活用

既存施設の有効活用を推進するとともに、長寿命化指針に考慮し、長寿命化及び機能改善を推進する。

##### ウ 財政状況を踏まえた計画的な整備

財政の健全化に留意し、計画的に整備する。

### 2 実施期間

令和8年度から令和12年度まで

### 3 主要な目標

#### (1) 良好な競技環境の提供

大規模大会が開催可能な機能を有する施設の整備によって、群馬県のアスリートや来県する競技関係者等に良好な競技環境を提供するとともに、スポーツによる交流人口の増加につなげる。

#### (2) 競技力の向上

スポーツ施設の充実により、人材（アスリート、指導者）の育成や競技力向上を目指すほか、様々な競技種目を体験する機会を増やすことにより、将来トップアスリートとして活躍できるジュニア競技者の確保や育成を図る。

#### (3) スポーツを通じた地域活性化

スポーツ施設の充実により、スポーツを「する」「みる」「支える」、さらに「集まる」「つながる」人口が拡大し、人と人、地域と地域との絆づくりを広げ、スポーツを通じた地域の活性化を進める。

## 第41号議案

### 群馬県福祉プラン（令和8年度～令和12年度）の策定について

別記のとおり群馬県福祉プラン（令和8年度～令和12年度）を策定したいので、群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成20年群馬県条例第21号）第3条第1項の規定により議決を求める。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

別記

## 群馬県福祉プラン（令和８年度～令和１２年度）

### 1 基本構想

#### (1) 計画策定の趣旨

令和８年度から１２年度を計画期間とする次期「群馬県福祉プラン」を策定するもの。誰もが多様な課題を抱えながらも地域で安心して暮らし、自分らしく活躍できる社会を目指し、一人ひとりの暮らしと生きがいを尊重する地域福祉の理念を示すとともに、市町村の地域福祉推進を支援するための基本的方針を示す役割を通じ、本県の福祉施策を総合的に推進する指針となるものである。

#### (2) 計画の位置付け

ア 群馬県総合計画の個別計画であり、福祉分野における最上位計画となるもの。

イ 社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０８条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として位置付けるもの。

#### (3) 計画の構成

第１章 計画策定

第２章 地域福祉を取り巻く状況

第３章 理念と目標

第４章 施策と取組

第５章 計画の推進

第６章 資料編

### 2 実施期間

令和８年度から令和１２年度までの５年間とする。

### 3 主要な目標

(1) 共に支え合う「地域づくり」

(2) 地域を支える「仕組みづくり」

## 第42号議案

### 群馬県環境基本計画2021-2030の変更について

別記のとおり群馬県環境基本計画2021-2030を変更したいので、群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成20年群馬県条例第21号）第3条第1項の規定により議決を求める。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 群馬県環境基本計画2021-2030

### 1 基本構想

#### (1) 計画策定の趣旨

令和3年3月に『群馬県環境基本計画2021-2030』を策定し、環境・経済・社会の課題を統合的に解決することを目指すSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を活用し、良好な環境の保全と創造に向けて取り組んできた。

計画の策定から5年が経過したことを受け、施策の進捗状況を総括するとともに、社会情勢に関する新たな動きを踏まえ、本県の環境の将来像である「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」の実現に向けて計画を変更するもの。

#### (2) 計画の位置付け

「新・群馬県総合計画」を環境分野から推進するものであり、県の環境施策に関する最上位計画

#### (3) 計画の構成

第1章 計画の基本的事項

第2章 計画の基本方向

第3章 群馬県が目指す将来像と計画の基本的目標

第4章 施策体系

第5章 施策・事業の展開

第6章 進行管理

#### (4) 目的

本県の環境の将来像を達成するため、群馬県環境基本条例に規定された4つの基本指針である「環境に責任を持つ人づくり」「自然と共生できる地域づくり」「環境への負荷の少ない循環型社会づくり」「各主体の役割分担と参加のための仕組みづくり」を拠り所として、各種の施策について有機的な連携を図りながら、総合的かつ計画的に推進する。

## 2 実施期間

令和3年度から令和12年度まで

## 3 主要な目標（計画の理念）

### （1）2040年分野別ビジョン

- ア 脱炭素化が進んだぐんま
- イ 循環と連携のぐんま
- ウ 自然と調和したぐんま
- エ 清潔で心地よい暮らしのぐんま

### （2）2030年中間目標

- ア 高効率エネルギー設備導入や断熱対策などによる徹底した省エネルギー化
- イ 地域資源を最大限活用した再生可能エネルギー設備導入
- ウ 省エネルギー活動の啓発強化
- エ 5Rの取組啓発の充実
- オ あらゆる分野の資源循環の研究開発の進展
- カ MOTTAINAI運動の浸透
- キ 持続可能な林業経営の充実
- ク 森林の維持・整備の拡大
- ケ 野生動物対策の強化
- コ 自然とのふれあいの拡大
- サ 生物多様性保全と社会経済活動の両立の進展
- シ 化学物質管理等の啓発の充実
- ス 公害防止活動の加速化
- セ 環境美化活動の推進

## 第43号議案

### 群馬県森林・林業基本計画2021-2030の変更について

別記のとおり群馬県森林・林業基本計画2021-2030を変更したいので、群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成20年群馬県条例第21号）第3条第1項の規定により議決を求める。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 群馬県森林・林業基本計画2021-2030

### 1 基本構想

#### (1) 計画策定の趣旨

令和3年3月に『群馬県森林・林業基本計画2021-2030』を策定し、森林資源の循環利用をより重視する施策への転換により、高コスト体質からの脱却、収益性の向上を図り、林業・木材産業の自立と森林の適正保全による強靱化の両立を目指し、様々な施策に取り組んできました。

計画の策定から5年が経過したことを受け、施策の進捗状況を総括するとともに、森林・林業・木材産業に関する新たな動きを踏まえ、「林業・木材産業の自立」の実現に向けて計画を変更するもの。

#### (2) 計画の位置付け

「新・群馬県総合計画」を森林・林業分野から推進するものであり、県の森林・林業施策に関する最上位計画

#### (3) 計画の構成

第1編 基本的事項

第2編 基本構想

第1章 計画見直しの背景

第2章 森林・林業の姿

第3章 将来ビジョン2040

第4章 計画のメインテーマと基本方針

第3編 基本計画

第1章 施策・事業の展開

第2章 進行管理

#### (4) 目的

「需要創出と生産体制構築」をメインテーマとし、非木造建築物の木材利用の拡大、民間企業との連携等による森林資源の活用等により、森林資源の価値を高め、「林業・木材

産業の自立」による「県産木材による自立分散型社会の実現」を推進する。

## 2 実施期間

令和3年度から令和12年度まで

## 3 主要な目標（計画の理念）

### （1）林業の競争力強化

林業産出額の増加を目指し、木材需要の創出と素材の安定供給に向けた施策を一体的に実施することで、「林業・木材産業の自立」の実現を加速する。

### （2）森林の新たな価値の創出

様々な主体による取組みを進め、森林の新たな価値を創出

### （3）森林の強靱化

林業経営を通じた森林整備や条件不利な森林等の公的整備を進めるとともに、市町村における地域課題に対応した取組みの支援により、公益的機能が高度に発揮される多様な森林づくりを推進

## 第44号議案

### 群馬県農業農村振興計画2030の策定について

別記のとおり群馬県農業農村振興計画2030を策定したいので、群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成20年群馬県条例第21号）第3条第1項の規定により議決を求める。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

別記

## 群馬県農業農村振興計画2030

### 1 基本構想

#### (1) 計画策定の趣旨

現行の「群馬県農業農村振興計画2021-2025」の計画期間が令和7年度末で終了する。農業・農村を取り巻く環境が大きく変化する中、これを本県農業・農村における構造転換の好機と捉え、本県農業の収益性の向上や環境との調和を図るとともに、農村の活力と魅力をさらに引き出すことで、将来にわたって持続的に発展する農業・農村を実現し、県民の生活に不可欠な食料の安定供給が図られるよう、新たな基本計画を策定するもの。

#### (2) 計画の位置付け

新・群馬県総合計画の農業分野における最上位計画である。

#### (3) 計画の構成

第1章 計画策定の基本的な考え方

第2章 将来ビジョンと施策展開

第3章 施策の推進方策

第4章 地域農業の振興方向

第5章 計画の推進にあたって

#### (4) 目的

農と食に関わるすべての方の相互理解のもと、本県の農業・農村の可能性を最大限引き出し、持続的に発揮することで、県民の誰もが農業・農村の魅力と豊かさを享受できるよう、「ともに創る！自然と経済の調和のもとに成長する農業・農村」の実現を目指し、総合的な施策を展開する。

### 2 実施期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

### 3 主要な目標

#### (1) 多様な担い手の確保・経営基盤の強化【人・農地】

(施策体系)

- ア 多様な担い手の確保・育成
- イ 次代を担う経営感覚に優れた農業経営体の育成
- ウ 地域計画に基づく農地利用の最適化と農業生産基盤の推進
- エ 農地・農業水利施設等の適切な保全管理の推進

(2) 技術革新で切り拓く新たな群馬県農業【生産性向上】

(施策体系)

- ア 新たな需要を捉えた競争力のある園芸産地の育成
- イ 国際競争に打ち勝つ強靱な畜産経営の確立
- ウ 地域の特性を生かした持続的な水田農業の展開
- エ 気候変動や技術革新を見据えた新たな農業モデルの構築

(3) 需要を的確に捉えた選ばれる農畜産物としての地位確立【需要拡大】

(施策体系)

- ア 県産農畜産物の「強み」を生かした魅力発信
- イ 世界で戦える農業者の育成を通じた農畜産物の輸出促進
- ウ 地産地消の推進による域内経済循環の活性化と県産農畜産物への愛着醸成
- エ 安全確保策に基づく安全・安心な農畜産物の提供

(4) 環境と調和した農業・農村の持続的発展【環境との調和】

(施策体系)

- ア 環境負荷低減・資源循環型農業の推進
- イ 有機農産物への理解促進と販路拡大
- ウ 農村の多面的機能の維持・発揮に向けた支援
- エ 官民共創による効果的な鳥獣被害対策の推進

(5) 多様な地域資源を活用した農村の活性化【農村の価値創出】

(施策体系)

- ア 多彩な地域特産物の生産振興
- イ 関係人口の拡大・深化や共同活動による農村の活性化
- ウ 食と農への理解醸成
- エ 農業・農村の持続的な発展に向けた防災・減災対策

## 第45号議案

### 独立行政法人水資源機構法第26条の規定による 市町村の負担について

独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第26条の規定により、令和8年度水資源機構群馬用水施設緊急改築事業負担金の一部を次のとおり市町村に負担させるものとする。

事業名	負担金	負担市町村名	負担額
水資源機構群馬用水施設緊急改築	円 169,717,789	前橋市	円 63,813,889
		高崎市	33,094,968
		桐生市	14,256,294
		伊勢崎市	1,018,307
		渋川市	35,471,018
		榛東村	9,164,761
		吉岡町	12,898,552

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本一太

## 第46号議案

### 下水道法第31条の2の規定による 市町村の負担について

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定により、令和8年度下水道建設事業費の一部を次のとおり市町村に負担させるものとする。

事業名	事業費	負担市町村名	負担額
社会資本総合整備 （奥利根処理区）	485,452,000円	沼田市	53,346,000円
		みなかみ町	55,904,000
社会資本総合整備 （県央処理区）	2,596,548,000	前橋市	172,927,000
		高崎市	244,957,000
		渋川市	41,367,000
		藤岡市	25,566,000
		富岡市	16,177,000
		安中市	17,105,000
		榛東村	6,498,000
		吉岡町	22,109,000
		甘楽町	13,015,000
		玉村町	30,054,000
社会資本総合整備 （桐生処理区）	459,733,000	桐生市	78,800,000
		みどり市	24,125,000
社会資本総合整備 （西邑楽処理区）	318,023,000	太田市	30,815,000
		千代田町	3,309,000
		大泉町	35,162,000
		邑楽町	7,139,000
社会資本総合整備 （新田処理区）	318,126,000	太田市	72,000,000

事業名	事業費	負担市町村名	負担額
社会資本総合整備 (佐波処理区)	円 1,158,578,000	伊勢崎市	円 253,702,000
		太田市	1,573,000
単独流域下水道建設 (奥利根処理区)	15,100,000	沼田市	3,688,000
		みなかみ町	3,862,000
単独流域下水道建設 (県央処理区)	64,500,000	前橋市	9,652,000
		高崎市	12,851,000
		渋川市	2,409,000
		藤岡市	1,282,000
		富岡市	972,000
		安中市	985,000
		榛東村	379,000
		吉岡町	1,190,000
		甘楽町	761,000
		玉村町	1,769,000
単独流域下水道建設 (桐生処理区)	17,000,000	桐生市	6,508,000
		みどり市	1,992,000
単独流域下水道建設 (西邑楽処理区)	12,000,000	太田市	2,419,000
		千代田町	260,000
		大泉町	2,761,000
		邑楽町	560,000
単独流域下水道建設 (新田処理区)	12,000,000	太田市	6,000,000
単独流域下水道建設 (佐波処理区)	32,000,000	伊勢崎市	15,922,000
		太田市	78,000

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一太

## 第47号議案

### 包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議決を求める。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和8年4月1日
- 3 契約の金額 1千1百万円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 契約の定めるところによる
- 5 契約の相手方
  - (1) 住 所 群馬県太田市藤久良町68番地15
  - (2) 氏 名 正田 章倫
  - (3) 資 格 公認会計士

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山 本 一 太